

**令和7年5月22日発注の業務から最低制限価格の設定方法を変更します。**

○東串良町建設コンサルタント業務等の最低制限価格の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本町が発注する建設工事に附帯する測量、調査、設計等の業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の委託契約に係る競争入札を行う場合において、契約内容に適合した履行の確保を目的として、最低制限価格を設定する方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する対象は建設コンサルタント業務等で次に掲げる業務とする。

業 種	最低制限価格の算定率
(1) 測量業務	82%
(2) 建築関係の建設コンサルタント業務	80%
(3) 土木関係の建設コンサルタント業務	80%
(4) 補償関係コンサルタント業務	80%
(5) 地質調査業務	85%

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる業務 10分の8.2
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる業務 10分の8
- (3) 前条第5号に掲げる業務 10分の8.5

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知する。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札者が居る場合は、当該入札者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札者がいないときは、改めて競争入札（随意契約を含む。）に付する。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、これを設定しないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。